

学校体育施設（夜間照明施設を含む。）使用上の注意事項

- 1 学校施設の使用を希望する場合は、登録書を持って、使用しようとする月の前月20日（20日が土日祝の場合は、その翌日）以降月末までに所定の申請書により当該学校長の許可を受けなければなりません。定期的に使用していても申請が必要で、他の団体より優先的に使用できることはありません。新たに使用を希望する団体と条件は同じになります。
- 2 校庭の夜間照明施設は、ZACROSアリーナぬまた、白沢地区コミュニティセンター、利根地区コミュニティセンターで申請を受け付けます。夜間照明施設は、使用しようとする月の前月20日（20日が土日祝の場合は、その翌日）から受け付けますので、使用料をご持参ください。
- 3 体育館では、屋内専用の運動靴を使用し、野球やサッカーの練習等、危険性があり、施設設備の破損の原因になることが予測される練習は行わないでください。特に床面が傷つかないように配慮をお願いします。
- 4 雨天の日の使用により校庭が荒れ、翌日の学校の教育（体育の授業及び部活動等）に支障が予想される場合は、使用を見合わせてください。雨天等により夜間照明施設を使用できなかった場合は、翌日の午前中にその旨を申し出てください。申し出がない場合は、使用料を還付できません。また、自己都合により使用しなかった場合も還付できません。
- 5 ON、OFFのスイッチのある夜間照明施設は、使用后、必ずボックス内のOFFスイッチを押して、照明を消してください。
- 6 使用中の施設設備を破損・滅失した場合は、すみやかに「学校」及び「スポーツ振興課」に連絡し、指示に従って申請者が責任を持って原状復旧及び賠償してください。
- 7 学校敷地内での喫煙及び火気は使用できません。屋内だけでなく、駐車場内も喫煙できませんので、ご注意ください。

- 8 使用許可時間を厳守してください。施設使用后、駐車場などで長時間会話するなど、近隣の住民の方の迷惑にならないよう、すみやかに解散してください。
 - 9 学校施設の鍵・日誌の借用及び返却は、当該学校長の指示に従ってください。また、夜間照明施設の鍵・日誌は、使用当日の午後1時から5時までに借用し、翌日の正午までに返却してください（夜間照明施設の鍵・日誌はZACROSアリーナぬまたの時間外専用ポストに返却可能です）。
 - 10 使用後のゴミの持ち帰り、整理整頓及び清掃は、利用者が責任をもって行ってください。
 - 11 施設使用中の一切の事故については、申請者及び利用者の責任において処理し、沼田市教育委員会・学校等には一切迷惑をかけること。
 - 12 その他、指示事項を厳守すること。
- ※ ルールを守り、他人に迷惑をかけないように大切に使いましょう。注意事項を守らない団体は、使用許可を取り消す場合があります。
- ※ 次年度の登録の案内は連絡責任者あてに発送しますので、連絡責任者が変更になった場合は、ご連絡をお願いします。

沼田市教育委員会事務局スポーツ振興課
電話 0278-23-2111（内線3333）